

## 大和市選挙管理委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大和市民参加推進条例施行規則（平成19年大和市規則第65号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、大和市選挙管理委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係機関席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）は、当日、会議の開催時刻の30分前から10分前までに、自己の住所及び氏名（その者が団体である場合においては、代表者又は責任者がその団体の名称、所在及び傍聴する者の氏名）を傍聴申込票（第1号様式）に記入し、大和市選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）に申し込まなければならない。

(傍聴者の定員)

第4条 報道関係者を除く傍聴者の定員は、5人以内とする。ただし、会議室の広さ等の事情により当該定員を変更することができる。

(入場制限)

第5条 次のいずれかに該当する者は、会議室に入場することができない。

- (1) 異様な態度及び服装をしている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 銃器、刃物その他危険なものを携帯している者
- (4) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を携帯している者
- (6) 獣類（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する身体障害者補助犬を除く。）を同伴する者
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴者の遵守事項)

第6条 傍聴者は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、又は高笑すること等により騒ぎ立てないこと。

- (3) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (4) はち巻き、腕章、たすき等を着用する等の示威的行為をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、不体裁な行為をしないこと。
- (6) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (7) 係員の指示に従うこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者が前条の定めに違反したときは、委員長はこれを制止し、なお従わないときは退場を命じることができる。

2 委員長は、会議を公開しないこととしたとき、その他必要と認めたときは、傍聴者を退場させるものとする。

(違反等に対する措置)

第8条 傍聴者は、この規定に違反し、委員長に傍聴を禁じられたとき、又は退場を命じられたときは、直ちに退場しなければならない。

(報道関係機関の取扱)

第9条 報道関係機関は、規則第10条第3項の規定にかかわらず、議事に入るまでの間に限り、写真又はビデオ等の撮影をすることができるものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、令和2年8月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月17日から施行する。

大和市選挙管理委員会委員長 あて

大和市選挙管理委員会傍聴申込票

令和 年 月 日（ ） 時 分開会

住 所	ふり がな 氏 名

備考 傍聴者が団体の場合は、住所欄には当該団体の所在地を、氏名欄には当該団体の名称及び傍聴する者の氏名を記載すること。

大和市市民参加推進条例施行規則（抜粋）

（傍聴手続等）

第10条 会議を傍聴する際の手続は、次のとおりとする。

（1）傍聴に当たっての申込方法は、当日受付とする。この場合において、申込者数が傍聴席数を超える場合は、先着順とする。

（2）略

2 傍聴者は、会議の長の指示に従って、静穏に傍聴しなければならない。

3 傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、会議の長の許可を得た場合は、この限りでない。

4 会議の長は、会場の秩序維持のため必要と認めるときは、傍聴者に退席を命ずることができる。

（会議資料の提供）

第11条 会議の長は、傍聴者に対して非公開情報を除く会議資料を貸与しなければならない。

2 傍聴人は、会議が終了したときは、前項の会議資料を返却しなければならない。